

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

第一編 総則

第一条の三 地方公共団体は、普通地方公共団体及び特別地方公共団体とする。

② 普通地方公共団体は、都道府県及び市町村とする。

③ 特別地方公共団体は、特別市、特別区、地方公共団体の組合及び財産区とする。

第二条 略

②～⑧ 略

⑨ この法律において「法定受託事務」とは、次に掲げる事務をいう。

一 法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村、特別市又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第一号法定受託事務」という。）

二 法律又はこれに基づく政令により市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、都道府県が本来果たすべき役割に係るものであつて、都道府県においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第二号法定受託事務」という。）

⑩～⑰ 略

第三条 地方公共団体の名称は、従来の名称による。

② 都道府県の名称を変更しようとするときは、法律でこれを定める。

③ 都道府県以外の地方公共団体の名称を変更しようとするときは、この法律に特別の定めのあるものを除くほか、条例でこれを定める。

④ 特別市以外の地方公共団体の長は、前項の規定により当該地方公共団体の名称を変更しようとするときは、あらかじめ都道府県知事に協議しなければならない。

⑤ 特別市の市長は、第三項の規定により当該特別市の名称を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣に協議しなければならない。

⑥ 特別市以外の地方公共団体は、第三項の規定により条例を制定し又は改廃したときは、直ちに都道府県知事に当該地方公共団体の変更後の名称及び名称を変更する日を報告しなければならない。

⑦ 都道府県知事は、前項の規定による報告があつたときは、直ちにその旨を総務大臣に通知しなければならない。

⑧ 特別市は、第三項の規定により条例を制定し又は改廃したときは、直ちに総務大臣に当該特別市の変更後の名称及び名称を変更する日を報告しなければならない。

- ⑨ 前二項の規定による通知又は報告を受けたときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。

第三編 特別地方公共団体

第一章 特別市

(特別市の事務)

第二百六十四条 特別市は、広域の地方公共団体に包括されない基礎的な地方公共団体として、地域における事務並びにその他の事務で法律又はこれに基づく政令により都道府県又は市が処理することとされるもの（第二条第五項において都道府県が処理するものとされている事務のうち、市町村に関する連絡調整に関するものその他政令で定めるものを除く。）及び法律又はこれに基づく政令により特別市が処理することとされるものを処理する。

- 2 特別市は、当該特別市の区域を超える広域の見地から、地域の特性等を勘案して必要があると認められるときは、一般の市町村の求めに応じて、その規模又は性質において当該市町村が処理することが適当でないと認められるものを処理するものとする。この場合において、特別市、都道府県及び市町村は、その事務を処理するに当たっては、相互に競合しないようにしなければならない。
- 3 特別市は、前二項の事務を処理するに当たっては、国及び関係する地方公共団体の協力の下に、広域にわたる地域社会の持続的発展に資するように配慮しなければならない。

(特別市の区域)

第二百六十五条 特別市は、都道府県の区域外とする。

(特別市設置協議会の設置)

第二百六十六条 指定都市又は一の指定都市及び当該指定都市に隣接する一以上の市町村（以下本条から第二百七十一条までにおいて「関係指定都市等」という。）の長は、関係指定都市等を包括する都道府県（以下本条から第二百七十条までにおいて「関係都道府県」という。）の知事に対して、特別市の設置に関する協定書（以下「特別市設置協定書」という。）の作成その他特別市の設置に関する協議を行う協議会（以下「特別市設置協議会」という。）の設置に向けた協議を行うことを求めることができる。

- 2 前項の規定による求めを受けた関係都道府県の知事は、当該求めに係る協議に応じなければならない。

3 第一項の規定による求めに係る協議の結果、特別市の設置を申請しようとする関係指定都市等及び関係都道府県は、第二百五十二条の二の二第一項の規定により、特別市設置協議会を置くものとする。

4 特別市設置協議会の会長及び委員は、第二百五十二条の三第二項の規定にかかわらず、規約の定めるところにより、関係指定都市等若しくは関係都道府県の議会の議員若しくは長その他の職員又は学識経験を有する者の中から、これを選任する。

(特別市設置協定書の作成)

第二百六十七条 特別市設置協定書は、次に掲げる事項について、作成するものとする。

一 特別市の設置の日

二 特別市の名称及び区域

三 特別市の設置に伴う財産処分に関する事項

四 特別市の議会の議員の定数

五 特別市と関係都道府県の事務の分担に関する事項

六 特別市と関係都道府県の税源の配分及び財政の調整に関する事項

七 関係指定都市等及び関係都道府県の職員の移管に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、特別市の設置に関し必要な事項

2 関係指定都市等の長及び関係都道府県の知事は、特別市設置協議会が特別市設置協定書に前項第五号及び第六号に掲げる事項のうち政府が法制上の措置その他の措置を講ずる必要があるものを記載しようとするときは、共同して、あらかじめ総務大臣に協議しなければならない。

3 前項の規定による協議の申出があつたときは、総務大臣並びに関係指定都市等の長及び関係都道府県の知事は、誠実に協議を行うとともに、速やかに当該協議が調うよう努めなければならない。

4 特別市設置協議会は、特別市設置協定書を作成しようとするときは、あらかじめ、その内容について総務大臣に報告しなければならない。

5 総務大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、遅滞なく、当該特別市設置協定書の内容について検討し、特別市設置協議会並びに関係指定都市等の長及び関係都道府県の知事に意見を述べるものとする。

6 特別市設置協議会は、特別市設置協定書を作成したときは、これを全ての関係指定都市等の長及び関係都道府県の知事に送付しなければならない。

(特別市設置協定書についての議会の承認)

第二百六十八条 関係指定都市等の長及び関係都道府県の知事は、前条第六項の規定により特別市設置協定書の送付を受けたときは、同条第五項の意見を添えて、当該特別市設置協定書を速やかにそれぞれの議会に付議して、その承認を求めなければならない。

2 関係指定都市等の長及び関係都道府県の知事は、前項の規定による議会の審議の結果を、速やかに、特別市設置協議会並びに他の関係指定都市等の長及び関係都道府県の知事に通知しなければならない。

3 特別市設置協議会は、前項の規定により全ての関係指定都市等の長及び関係都道府県の知事から当該関係指定都市等及び関係都道府県の議会が特別市設置協定書を承認した旨の通知を受けたときは、直ちに、全ての関係指定都市等の長及び関係都道府県の知事から同項の規定による通知を受けた日（次条第一項において「基準日」という。）を関係指定都市等の選挙管理委員会及び総務大臣に通知するとともに、当該特別市設置協定書を公表しなければならない。

（関係指定都市等における選挙人の投票）

第二百六十九条 前条第三項の規定による通知を受けた関係指定都市等の選挙管理委員会は、基準日から六十日以内に、特別市の設置について選挙人の投票に付さなければならない。

2 関係指定都市等の長は、前項の規定による投票に際し、選挙人の理解を促進するように、特別市設置協定書の内容について分かりやすい説明をしなければならない。

3 関係指定都市等の選挙管理委員会は、第一項の規定による投票に際し、当該関係指定都市等の議会の議員から申出があつたときは、当該投票に関する当該議員の意見を公報に掲載し、選挙人に配布しなければならない。

4 前項の場合において、二人以上の議員は、関係指定都市等の選挙管理委員会に対し、当該議員が共同で表明する意見を掲載するよう申し出ることができる。

5 関係指定都市等の選挙管理委員会は、第一項の規定による投票の結果が判明したときは、直ちにこれを全ての関係指定都市等の長及び関係都道府県の知事に通知するとともに、公表しなければならない。その投票の結果が確定したときも、同様とする。

6 関係指定都市等及び関係都道府県は、第一項の規定による投票の結果を尊重しなければならない。

7 政令で特別の定めをするものを除くほか、公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定は、第一項の規定による投票について準用する。

8 第一項の規定による投票は、普通地方公共団体の選挙と同時にこれを行うことができる。

(特別市の設置の申請)

第二百七十条 関係指定都市等及び関係都道府県は、全ての関係指定都市等の前条第一項の規定による投票においてそれぞれその有効投票の総数の過半数の賛成があつたときは、共同して、総務大臣に対し、特別市の設置を申請することができる。

2 前条第一項の規定による投票の結果、関係指定都市等のいずれかの地方公共団体においてのみその有効投票の総数の過半数の賛成が得られなかつた場合には、当該地方公共団体を除く関係指定都市等及び関係都道府県は、共同して、総務大臣に対し、特別市の設置を申請することができる。ただし、関係指定都市等の指定都市以外の市町村にあつては、当該関係指定都市等の指定都市が特別市の設置を申請する場合でなければ、当該申請を行うことができない。

3 前二項の規定による申請は、特別市設置協定書を添えてしなければならない。

(特別市の設置の処分)

第二百七十一条 特別市の設置は、前条第一項又は第二項の規定による申請に基づき、内閣が国会の承認を経てこれを定めることができる。

2 前項の申請は、総務大臣を経由して行うものとする。

3 第一項の規定による処分があつたときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示しなければならない。

4 第一項の規定による処分は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

5 関係指定都市等は、第三項の規定による告示があつたときは、直ちに特別市設置協定書に定められた特別市の議会の議員の定数を告示しなければならない。

6 前項の規定により告示された特別市の議会の議員の定数は、第二百七十八条第一項の規定により適用される第九十条第一項の規定に基づく当該特別市の条例により定められたものとみなす。

7 政府は、前条第一項又は第二項の規定による申請があつた場合において、特別市設置協定書の内容を踏まえて新たな措置を講ずる必要があると認めるときは、当該申請があつた日から六月を目途に必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(特別市の廃置分合の特例)

第二百七十二条 第六条第一項の規定は、特別市の設置に伴う都道府県の境界変更については、適用しない。

2 前条第一項の規定により特別市の設置の処分が行われたときは、都道府県の境界は、自ら変更する。

3 特別市の廃置分合又は境界変更は、特別市及び関係のある地方公共団体の申請に基づき、内閣が国会の承認を経てこれを定める。

- 4 前項の申請については、特別市及び関係のある地方公共団体の議会の議決を経なければならぬ。
- 5 第三項の申請は、総務大臣を経由して行うものとする。
- 6 第三項の規定による処分があつたときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。
- 7 第三項の規定による処分は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。
- 8 第三項の場合において財産処分を必要とするときは、関係地方公共団体の協議によつてこれを定める。
- 9 前項の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 10 前七項の規定にかかわらず、市町村の区域を特別市の区域に編入する場合においては、第二百六十六条から前条までの規定（第二百七十条第二項ただし書を除く。）を準用する。この場合において、これらの規定（第二百六十六条第一項、第二百六十八条第三項、第二百六十九条の見出し及び同条第一項から第五項まで並びに第二百七十条を除く。）中「関係指定都市等」とあるのは「関係特別市等」と、第二百六十六条第一項中「指定都市又は一の指定都市及び当該指定都市に隣接する一以上の市町村」とあるのは「特別市及び特別市に編入されようとする市町村」と、「「関係指定都市等」とあるのは「「関係特別市等」と、「関係指定都市等を包括する都道府県」とあるのは「特別市に編入されようとする市町村を包括する都道府県」と、第二百六十八条第三項中「関係指定都市等の長」とあるのは「関係特別市等の長」と、「当該関係指定都市等」とあるのは「当該関係特別市等」と、「関係指定都市等の選挙管理委員会」とあるのは「特別市に編入されようとする市町村の選挙管理委員会」と、第二百六十九条の見出し及び同条第一項から第四項までの規定中「関係指定都市等」とあるのは「特別市に編入されようとする市町村」と、同条第五項中「関係指定都市等の選挙管理委員会」とあるのは「特別市に編入されようとする市町村の選挙管理委員会」と、「関係指定都市等の長」とあるのは「関係特別市等の長」と、第二百七十条中「関係指定都市等及び」とあるのは「関係特別市等及び」と、「全ての関係指定都市等」とあるのは「全ての特別市に編入されようとする市町村」と、「関係指定都市等のいずれか」とあるのは「特別市に編入されようとする市町村のいずれか」と読み替えるものとする。
- 11 特別市の区域内に新たに土地を生じたときは、特別市の市長は、当該特別市の議会の議決を経てその旨を確認し、直ちにこれを告示しなければならない。

（特別市の住民）

第二百七十三条 特別市の区域内に住所を有する者は、当該特別市の住民とする。

(特別市の議会)

第二百七十四条 特別市に、その議事機関として、当該特別市の住民が選挙した議員をもつて組織される議会を置く。

2 第八十九条第二項及び第三項の規定は、特別市の議会について準用する。

(特別市の長)

第二百七十五条 特別市に市長を置く。

(特別市の補助機関)

第二百七十六条 特別市に副市長を置く。ただし、条例で置かないことができる。

(特別市における区の設置)

第二百七十七条 特別市は、特別市の市長の権限に属する事務を分掌させるため、条例で、その区域を分けて区を設け、区の事務所又は必要があると認めるときはその出張所を置くものとする。

2 特別市の区の事務所又はその出張所の位置、名称及び所管区域並びに特別市の区の事務所が分掌する事務は、条例でこれを定めなければならない。

3 特別市の区にその事務所の長として区長を置く。

4 特別市の区長又は区の事務所の出張所の長は、特別市の市長の補助機関である職員をもつて充てる。

5 前項の規定にかかわらず、特別市の区長に、区の区域に係る政策及び企画をつかさどらせるほか、特別市の市長の権限に属する事務のうち主として行政区の区域内に関するもので特別市の市長の定めるものを執行させ、これらの事務の執行について当該特別市を代表させるときは、特別市の市長が議会の同意を得て特別市の区長を選任することができる。

6 前項の規定により選任された特別市の区長の任期は、四年とする。ただし、特別市の市長は、任期中においてもこれを解職することができる。

7 第五項の規定により特別市の区長が選任された場合の区においては、当該特別市の区の事務所の職員のうち、特別市の区長があらかじめ指定する者は、特別市の区長に事故があるとき又は特別市の区長が欠けたときは、その職務を代理する。

8 特別市の区に選挙管理委員会を置く。

9 第四条第二項の規定は第二項の特別市の区の事務所又はその出張所の位置及び所管区域について、第百四十一条、第百四十二条、第百五十九条、第百六十四条、第百六十五条第二項並びに第百六十六条第一項及び第三項の規定は第五項の規定により選任された特別市の区長について、第百七十五条第二項の規定は特別市の区長又は第四項

の区の事務所の出張所の長について、第二編第七章第三節中市の選挙管理委員会に関する規定は前項の選挙管理委員会について準用する。

1 0 第二百五十二条の二十第七項から第十項までの規定は、特別市の区について準用する。

1 1 前各項に定めるもののほか、特別市の区に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

(都道府県及び市に関する規定の適用)

第二百七十八条 この法律又は政令で特別の定めをするものを除くほか、第二編中都道府県に関する規定は、特別市にこれを適用する。この場合において、必要な読替えは、政令で定める。

2 前項の規定にかかわらず、第二編第一章（第七条の二を除く。）、第七十四条の二第七項及び第九項、第二百五十二条、第二百五十二条の十七の二から第二百五十二条の十七の四まで、第二百五十二条の十七の六第二項並びに第二百五十二条の十七の七の規定は、これを適用しない。

3 第十三条の二、第十八条、第七十四条の二、第百八十条の五第三項、第二百二条の四から第二百二条の九まで、第二百三十八条の六及び第二百六十条から第二百六十条の四十九までの規定中市に関する規定は、特別市にこれを適用する。

4 他の法令の都道府県及び市に関する規定中法律又はこれに基づく政令により都道府県又は市が処理することとされている事務で第二百六十四条第一項の規定により特別市が処理することとされているものに関するものは、特別市にこれを適用する。

5 前項の場合において、事務の性質上他の法令の都道府県及び市に関する規定をそのまま特別市に適用しがたいときは、政令で特別の定めをすることができる。

(政令への委任)

第二百七十九条 この法律に規定するものを除くほか、特別市に関し必要な事項は、政令で定める。

第二百八十条 削除